

令和8年度

中野市 市民参画ポイント事業

～参加した分だけ「ありがとう」が見える化～



ボランティア



公募等委員



指定事業

※要領に基づく説明資料

総務部企画財政課

事業のねらい

市民参画を後押しし、協働によるまちづくりを進める

目的

市民が主体的に、市政・地域課題の解決に関わる機会をつくり、市民と行政の協働による持続可能なまちづくりを推進します。参加した実績に応じてポイントを付与し、参画を継続しやすくします。

制度の特徴

- ・対象は「市民参画」のみ（健康・消費喚起等は対象外）
- ・無報酬での参画を、評価的インセンティブで後押し
- ・LINE公式アカウントで登録・管理（場合によっては紙等の代替も検討）
- ・不正防止（代理参加・譲渡・換金の禁止）を明確化

制度の全体像

登録 → 参画 → 付与 → 交換 の流れ



① 参加登録

LINE公式アカウント
(その他も検討)



② 市民参画

ボランティア
公募等委員
指定事業



③ ポイント
付与

活動内容・拘束時間
に応じて付与



④ デジタル
ギフト

ポイントを交換
(市が定める方法)

ポイントは評価的インセンティブ

※ポイントの譲渡・換金は禁止

ポイント付与対象となる市民参画活動

対象は3区分



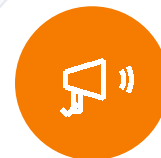
① 市主催事業 ボランティア

- ・ イベント運営補助
- ・ 会場設営・受付・誘導
- ・ 景観/環境整備・清掃
- ・ その他認める活動



② 委員等への 就任・出席

- ・ 協議会委員
- ・ 懇談会委員
- ・ ワークショップメンバー
- ・ その他選任する委員



③ 市が指定する 参画型事業

- ・ 市民ワークショップ
- ・ 意見交換会
- ・ 政策形成への参画
- ・ 社会実験・実証
- ・ その他指定事業

ポイント付与のルール

上限・期間・有効期限を明確化

1活動あたり上限

100

ポイント

活動内容・拘束時間等を勘案し、
1回あたり100ポイントを上限に設定

取得上限

300

ポイント / 年

付与期間

1/1～12/31

当該年の参画実績を
まとめて管理

有効期限

翌年1/31まで

期限後は失効

ポイントの利用（交換）

デジタルギフト等に交換

利用用途

- ・ 100 ポイントで 1,000 円相当分の デジタルギフト（チェーン店、コンビニ、各種スマホ決済サービス等オンラインで使えるデジタルコード）への交換
- ・ その他 市長が適当と認める用途

※本事業は「市民参画の促進」が目的のため、換金・譲渡は不可

交換フロー（案）

LINEで
ポイント確認

交換申請
(ボタン)

市が確認
(自動/手動)

デジタルギフト
受取